

信濃町デイサービスセンター

指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おらが会が設置経営する信濃町デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業(指定介護予防通所介護相当サービス)(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第3条 事業所において提供する指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業(指定介護予防通所介護相当サービス)(以下「指定地域密着型通所介護等」という。)の提供にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別援助計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護等を提供する。
 - 4 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - 5 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 6 常に提供したサービスの質の管理及び評価を行い、改善を図るものとする。
 - 7 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 信濃町デイサービスセンター
- (2) 所在地 上水内郡信濃町大字柏原350番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 2名
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 7名以上
介護職員は、指定地域密着型通所介護等の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- (6) 用務員 1名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日（ただし、1月1日から1月3日までを除く）。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
指定地域密着型通所介護等提供時間
午前9時15分から午後4時20分までとする。
(時間延長の場合 午前8時00分から午後5時30分)

(利用定員)

第7条 1日に指定地域密着型通所介護等の提供をする定員は、18名とする。

(指定地域密着型通所介護等の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて必要な介護を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助
 - ウ. その他必要な身体の介助
 - エ. 養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用

者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ. グループワーク
- エ. 行事的活動
- オ. 体操
- カ. 趣味活動

(4) 送迎サービス

日常生活動作の障がいの程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅において入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴（バスリフト使用）
 - イ. 特殊浴槽による入浴
- ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 身体清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助

(6) 食事に係るサービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. 服薬の介助
- エ. その他必要な食事の介助

(7) 口腔衛生サービス

- ア. 歯磨きの介助
- イ. 入れ歯の洗浄

(8) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. その他必要な相談、助言

(個別援助計画の作成)

第9条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った個別援助

助計画を作成する。なお、個別援助計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該個別援助計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

- 2 個別援助計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、個別援助計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定地域密着型通所介護等の利用料)

第10条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じたものとする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。 通常の事業実施地域を越える距離 片道1kmにつき 50円
- (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を越える額
時間延長サービス 30分につき 500円
- (3) 食事の提供に要する費用 食事1回分につき 770円
- (4) おむつ代 実費
- (5) 前各号に掲げるものの他、指定地域密着型通所介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 実費

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者または家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金あるいは金融機関口座振替または郵便振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は信濃町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護等を提供するために、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 指定地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護等について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要

な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第 15 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 18 条 指定地域密着型通所介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 指定地域密着型通所介護等の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 20 条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

2 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前項(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修等の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人おらが会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。